



# 農林商工課・農業委員会からのお知らせ

問合せ〓農林商工課 産業振興係・農業委員会  
☎76-5133

## 堆肥の施用・保管にはルールがあります

町では、農地などへの堆肥などの不当な大量投与を防止するため、堆肥などの施用・保管に関して必要な事項を定めています。

### 【堆肥の施用・保管に関する届出】

左記基準を超える堆肥を施用または保管する場合は、30日前までに届出が必要となります。

### 【堆肥の施用】

#### ◎農用地(果樹園を除く)

- ・木質系の土壌改良資材
- 「一作につき20t」かつ「10aあたり100㎡」または「敷き均し厚10cm」
- ・木質チップ(木くずを切断し、破碎し、または粉碎したもの)
- 「一作につき20t」かつ「10aあたり150㎡」または「敷き均し厚15cm」
- ・右記以外の肥料など

### ◎果樹園

- ・木質系の土壌改良資材、木質チップおよび右記以外の肥料など
- 「一作につき20t」かつ「10aあたり20t」

家畜ふん尿や木質チップなどを原料とする堆肥の大量施用は、悪臭や衛生害虫(ハエ、ヤスデなど)の発生原因となります。施用の際は、次の点にご注意ください。

### 【堆肥の保管】

#### ◎農用地

- ・木質チップ
- 保管場所1か所につき「20t」
- ・右記以外の肥料など
- 保管場所1か所につき「50t」

#### ◎森林

- ・木質系の土壌改良資材
- 「5t」かつ「1haあたり5t」
- ・右記以外の肥料など
- 「5t」かつ「1haあたり500㎡」

## 堆肥を施用する際は

家畜ふん尿や木質チップなどを原料とする堆肥の大量施用は、悪臭や衛生害虫(ハエ、ヤスデなど)の発生原因となります。施用の際は、次の点にご注意ください。

- ①よく腐熟した堆肥を施用すること

## 農地中間管理事業について

- ②施用後は、臭気の飛散を抑えること(速やかに耕起する、しっかりと覆土する)
- ③栽培する品目などに応じて、適正な施用量とすること

## 令和3年度の経営所得安定対策について

米・麦・大豆などについて、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上などにより、農業経営の安定を図るため、この対策に加入しましょう。

埼玉県農林公社(農地中間管理機構)が中間的な受け皿となり、農地を所有者から借りてそれを貸し付けることで地域の担い手に農地を集約する事業を進めています。

町内では広木・駒衣・古郡・沼上・北十条・南十条・根本・阿那志・下児玉・小茂田の農地が対象となっています。

### 【加入方法】

4月に郵送にて配布予定の営農計画書に作付計画を記入して、農林商工課に申請してください。

### 【対策の内容について】

- 1 水田活用の直接支払交付金
  - 食糧自給率向上に向けて、水田を有効活用して戦略作物を生産する農業者に対して支援を行います。
  - ※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米
- ①対象者
  - 販売目的で、戦略作物を生産する農業者
- ②交付単価
  - ▼麦、大豆、飼料作物
    - ↓3万5千円/10a
  - ▼WCS用稲
    - ↓8万円/10a
  - ▼加工用米
    - ↓2万円/10a
  - ▼飼料用米、米粉用米
    - ↓収量に応じ、5万5千円/10万5千円/10a

※その他、地域の特色ある産品を支援する産地交付金(二毛作、耕畜連携への支援を含む)があります。

### 2 畑作物の直接支払交付金

畑や水田において、麦、大豆、そば、なたねを販売目的で生産する農業者に対して支援を行います。

1以内とし、50万円を上限とし、一人に対し1回限りの交付となります。

※1,000円未満の端数は切捨てとします。

### ◎営業許可取得支援事業

食品衛生法などに基づく営業許可や食品衛生責任者の資格取得に要する経費を補助します。

事業実施には事前申請が必要です。事業計画のあるかたは事前に農林商工課にご相談ください。

## 美里町認定農業者支援事業について

対象者〓認定農業者で、現在の経営規模の拡大と生産性向上を図り、引き続き5年以上農業経営を行うことが見込まれるかた

補助対象経費〓新規作物・生産性向上などに必要な設備や機械、種苗購入に要する経費

補助率〓補助対象経費の2分の1

※限度額50万円となります。

※申請はひとり1回限りです。

申請場所〓農林商工課 産業振興係 窓口

※補助要件については、必ず事前にお問い合わせください。



## 環境にやさしい営農活動に取り組み農業者のかたへ

化学肥料・農薬の使用を減らした環境にやさしい営農活動に取り組む農業者のかたへ

化学肥料・農薬の使用を減らした環境にやさしい営農活動に取り組む農業者のかたへ

### ①対象者

販売目的で対象作物を生産する農業者で、認定農業者、集落営農または認定新規就農者

### ②数量払い交付単価

- ▼小麦 6,710円/60kg
- ▼二条大麦 6,780円/50kg
- ▼六条大麦 5,660円/50kg
- ▼はだか麦 9,560円/60kg
- ▼大豆 9,930円/60kg
- ▼そば 1万3,170円/45kg

※これらの交付単価は、令和2年(令和4年産)の平均交付単価です。等級やランクにより交付額が変わります。

### ③面積払い交付単価

当年産の作付面積に応じて、数量払いの内金として交付されます。

面積払いの単価：20,000円/10a

〔そば〕は13,000円/10a

米価は産地銘柄ごとの需給バランスによって形成されており、農業者が市場動向や自らの販売実績などを踏まえ、どの作物をどれだけ生産し、誰にどのように販売するのかという戦略に基づいて主体的に取り組むことが重要です。

## 水田の給水栓管理について

4月下旬から農業用パイプラインでの通水が始まります。

### 【対象となる取組み】

- ①緑肥などを作付し、化学肥料・学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減させた取組み(カバークロップ)
- ②畝間に麦類などを作付し、化学肥料・学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減させた取組み(リビングマルチ)
- ③有機農業の取組み など

### 【交付単価】

10aあたり1万2千円以内

### 【申請期限】

5月7日(金)

## 美里町内農産品販売促進事業について

町内の農林水産物およびそれらを原料とする加工品の販売促進につながる活動を支援します。

### ◎店舗開設支援事業

町内に住所を有する個人が、町内で小売業・飲食サービス業を週5日以上営む店舗の新築・増改築・修繕に要する経費を補助します。

①新たに店舗を経営すること

※世代交代によるものも含みます

②町内建築業者による施工であること

③町内で生産された農産品を扱う店舗であること

④建築工事費50万円以上であること

※消費税および地方消費税の額を除いた工事費が対象となります。

※店舗併用住宅の場合は、店舗の用に供する部分に限ります。

### 【補助金額】

補助対象経費の合計額の2分の1

※申請はひとり1回限りです。

申請場所〓農林商工課 産業振興係 窓口

※補助要件については、必ず事前にお問い合わせください。

21 令和3年4月

広報みさと4月号 No597 20